

(国保情報 令和2年11月30日)

●国保繰入解消で「法に財政均衡規定を」 財政審建議

財政制度等審議会（財務相の諮問機関）は25日、3年度予算編成に関する建議をまとめ、麻生太郎財務相に提出した。国保制度の見直しにも言及し、実質的に法定外繰入れができないようにするため、財政均衡を保つことができる保険料率の設定を義務付けた介護保険法の規定を国保法にも採り入れるよう提言した。

具体的には、介護保険法第129条の規定「保険料率はおおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と同様の規定を国保法にも導入するよう求めた。

一方、都道府県内の保険料水準の統一に向けた動きを加速化させるため、「国保運営方針において実現に向けた工程や期限の記載を求める」ことも打ち出した。

年末に政府が結論を出す予定の後期高齢者の医療費の自己負担割合を2割に引き上げる対象については「可能な限り広範囲」とするよう提言。榊原定征会長は会議後の会見で、「感染拡大防止は喫緊の課題だが、日本が置かれた構造的問題の解決をコロナを理由に緩めてはならない」と、自己負担増の改革の必要性を強調した。

(国保情報 令和2年12月7日)

●繰り入れ解消で「法制上の措置」が浮上 地方は反発

国保特別会計への一般会計からの法定外繰入の解消や都道府県内での保険料水準の統一化などをさらに進めるため、政府・与党内で「法制上の措置」を講じる案が浮上している。全国市長会と全国町村会は2日の社会保障審議会医療保険部会で「地方分権の趣旨に反する。国が一方向的に議論等押し付けることは受け入れられない」とした意見書を連名で提出した。今後、国と地方サイドの調整が本格的に進むとみられるが、難航しそうだ。

法制上の措置を主張しているのは財務省と自民党の財政再建推進本部。財務省などは、①財政均衡規定②法定外繰入の解消③保険料水準の統一④医療費適正化の取り組みについて法制上の措置を講じるべきとしている。11月25日の財政制度等審議会の「3年度予算等に関する建議」に盛り込まれ、自民党の財政再建推進本部も11月24日の報告書で国保改革を提言した。

(国保情報 令和2年12月14日)

●法定外繰入の解消などについて対応協議 国と地方

厚労省は7日、国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議の事務レベルワーキング・グループを開催した。会議は非公開。政府・与党内で国保の法定外繰入の解消や都道府県内の保険料水準の統一化のため、「法制上の措置を講じるべきだ」との案が浮上しており、その対応も協議した模様だ。

財務省や自民党の財政再建推進本部などの主張について、地方側は「地方分権に反する」「一方的な議論は受け入れられない」と反発している。財務省などは法定外繰入解消のため、介護保険制度と同様の「財政均衡規定」を国保法で規定したり、国保法の国保運営方針に定める必須事項として繰り入れの解消年度などを規定することなどを提案している。

年内の調整作業を急ぐが、「仮に調整がつかず見送られても、財務省は政府の『改革工程表』に載せてくるだろう」（政府関係者）との見方もある。

(国保情報 令和2年12月21日)

●法定外繰入、5年度までに100市町村へ削減 政府工程表

政府の経済財政諮問会議（議長・菅義偉首相）は18日、経済・財政政策の目標やスケジュールを示した「改革工程表2020」をまとめた。国保制度について、一般会計から決算補填等目的の法定外繰入をしている市町村数を5年度までに100、8年度までに50に減らす目標を設定した。昨年末の改革工程表では5年度までに200市町村に減らす目標に掲げていたが、さらに解消のスピードアップを図るよう求めた。

30年度に法定外繰入をした354市町村に対し、繰り入れの解消期限や解消に向けた具体的な手段が盛り込まれた計画を策定することも明記した。

また、都道府県内の保険料水準の統一に向け、市町村と議論を開始している都道府県を来年度に100%、統一の目標年度を定めている都道府県を5年度までに60%とする目標掲げた。

これら実現に向けて、①法定外繰入等の解消および保険料水準の統一に関する事項についての国保運営方針の記載事項の位置づけ②国保制度の財政均衡を図るためのあり方③医療費適正化を推進するための国保運営方針の記載事項のあり方について、「より実効性のあるさらなる措置を検討」とした。

(国保情報 令和3年1月18日)

●医療保険制度改革関連法案 2月上旬に国会提出へ

厚労省は、後期高齢者の窓口負担2割導入を柱とした医療保険制度改革関連法案を2月上旬にも予算関連法案として国会に提出する方針を固めた。1月下旬に与党に法案概要を示す。次期改革では「国保の取組強化の推進」を柱のひとつに掲げ、子どもの均等割軽減制度や財政安定化基金の年度間調整を改正法に盛り込む。いずれも施行は4年度とする。

政府部内や地方団体との調整が続いていた都道府県内の保険料水準の統一や法定外繰入の解消については、国保法に規定されている国保運営方針の記載事項に位置付けることになった。施行は6年度からとする方向だ。